

地方教育費調査

本県での主な質疑応答

(平成25～令和元年度)

平成25～令和元年度地方教育費調査(平成24～30会計年度)の際にいただいた、主な質問やそれに対する回答をまとめています。

A 票 学校教育費調査票

<全般に関わって>

Q 1 県から交付されている「学校・地域パートナーシップ事業」は、6月に事務連絡で送付された「市町村教育委員会補助金一覧表」のどれにあたるのか。

【A】 一覧表に「学校・家庭・地域連携協力推進事業補助金」と記されている補助金が国費と県費それぞれの欄にあります。関係市町村には、国費と県費とを合わせて「学校・地域パートナーシップ事業」という名目で補助金を交付しています。該当する市町村の調査票作成の際には、御留意願います。

Q 2 「コミュニティスクール推進取組委託金」は、財源として計上しなくていいのか。6月に届いた「国庫補助金・負担金等一覧」には載っていないのだが。

【A】 説明書に、国が市町村に委託して行う学校教育事務に係る経費については、本来、国の事業に係る経費のため対象外との記載があります。「コミュニティスクール推進取組委託金」は国からの委託で行っている事務等の経費ですので、対象外となります。計上する必要はありません。

また、「国庫補助金・負担金等一覧」には、主な交付金が記載されており、全てではありません。御理解ください。

Q 3 教育研究所からの「幼児期の教育と小学校教育の育ちをつなぐ幼小接続事業」の補助金は本調査の対象となるか。

【A】 本事業の補助金は、国からの委託事業で国費100%であるため、本調査では計上しません。

<「消費的支出」「人件費」に関わって>

Q 4 「児童手当」の6月支給分には、前年度の2、3月分、当該年度の4、5月分の4か月分が含まれている。本調査で報告する際、2、3月分を前年度分と考え、除いた額を計上するのか、それとも、4か月分を支給された年度の児童手当として全額計上するのか。

【A】 6月に支給された全額を、支給された年度の児童手当として計上してください。2、3月分を前年度分として計算し、除いた額を計上する必要はありません。

「児童手当」については、県の決算上、支給した年度を基準として計上しており、地方教育費調査でも同様に考えていきます。

Q 5 平成30年4月に異動した教職員にかかる人件費は、異動前の学校で調査に計上するののか。

【A】 Q3と同様に考え、支給した年度を基準とするので、平成29会計年度調査は平成29年度に在籍した学校に計上してください。

Q 6 県立学校の「社会人講師」の賃金は「謝金」として、旅費は「費用弁償」として支払っているが、どこに計上するののか。

【A】 謝金（報償費）で支払われる賃金は「A-2 教育活動費」に計上してください。旅費についても、「A-2 教育活動費」に計上してください。

Q 7 JET事業で配置されているALTの人件費は、どの項目で計上すればいいののか。

【A】 「A-1-d その他の職員給与」で計上します。
JET事業のALTについて、任用団体用マニュアルで、「特別職の臨時・非常勤職員」として任用することが記され、それに基づいて奈良県ではALTを任用しています。そこで、本調査では、以下のようにとらえます。
・ALTは、教員免許状を有しておらず、「教員」ではない。
・職務が事務ではないので、事務職員でもない。
・技術職員、実習助手等と同等である。
よって、本調査では、「A-1-d その他の職員給与」に計上してください。

Q 8 年間を通して勤務している嘱託職員は、本務か兼務か。日々雇用職員はどうか。

【A】 年間を通して勤務している職員については、雇用形態ではなく、職務によりどの項目で計上するののか考えてください。
例・職務が学校事務で、常に雇われているのであれば、「A-1-c 事務職員給与」
・職務が清掃で、常に雇われているのであれば、施設維持職員とみなされるので、「A-1-d その他の職員給与」

Q 9 賞与引当金等の引当金の取扱はどうすればよいか。

【A】 引当金は計上しません。ただし、引当金を取り崩し、実際に賞与として支給された際には、その額を計上してください。A票は「支出」のみに着目しているので、引当金として、予め負債を見積もるものは支出にはあたりません。

Q 10 認定こども園に通園する子どもへの奨励費の取扱はどうすればよいか。

【A】 私立の幼保連携型認定こども園に通う子ども分の奨励費は対象外です。また、「保育所型」も対象外になります。

Q 11 初任者研修補充講師（非常勤講師）の旅費（交通費）はどのように計上すればよいか。

【A】 「交通費」が通勤手当なのであれば、たとえ給与と別々に支給されていても、市町村教委用説明書に記載のとおり、「給与」に含まれるものですので、「A-1-b 兼務教員給与」に計上してください。

<財源別経費に関わって>

Q 12 平成28年度に個人から寄付があり、教育振興基金として積み立てておいた。そして、29年度に小・中学校の図書費として支出した。いったん歳入に入れていたので市町村支出金とするのか、公費組入れ寄附金とするのか。

【A】 平成29年度会計の「公費組入れ寄附金」で計上します。
個人からの寄付なので、公費組入れ寄附金とします。また、支出については、支出された年度に計上してください。

Q 13 幼稚園就園奨励費補助金のうち私立に対する補助金の扱いはどうなるか。市町村の私立に対する支出についてはどうか。

【A】 幼稚園就園奨励費補助金を国庫補助金欄に計上する場合、私立幼稚園分を含めないように注意してください。
説明書にあるように、私立の学校教育に関する経費・収入は計上しないようお願いします。

<「消費的支出」に関わって>

Q 14 教室の環境調査や飲料水の検査の費用はどの項目で計上するのか。

【A】 学校施設等の維持・管理のために支出した経費と考えられます。
「○その他の維持費」の例と同じような経費と考えられますので、「A-3 管理費」の「b その他の管理費」に計上してください。

Q 15 スクールバスの運行に支障が無いように、バスの運行路に生えている樹木の枝の伐採を行った。その費用は、どの項目で計上すればいいのか。

【A】 スクールバスの運行に関わる費用なので、「○通学関係費」ととらえ、「A-4-b その他の補助活動費」に計上してください。

Q 16 「花いっぱい運動」に係る経費で、花の苗を購入した。どの項目で計上すればよいか。

【A】 どのように経費を使ったかによって項目は異なります。
例・生徒会活動の一貫で花の苗を植えた→「A-2 教育活動費」
・常設の花壇に花の苗を補充した→「A-3 管理費」の「a 修繕費」
・新しく花を植えた、プランターに花を植えて通学路に設置した

→「A-3 管理費」の「b その他の管理費」

Q17 県立学校に訪日団との交流事業に対して知事部局より報償費が支給された。計上するのか。計上するとすれば、どの項目で計上すればよいか。

【A】 どのように使ったかによって異なります。

例・交流に用いるため、部活動の物品を購入した→「A-2 教育活動費」に計上
・訪日団に対する支出に用いた→除外（備考欄に記入してください。）

Q18 市町村において、給食の半額助成を行っている。どこに計上するのか。また、地場産物の購入のための補助金を給食会に支出し、食材費にあてている場合はどうか。

【A】 給食の半額助成は給食関係費ととらえ、「A-4 補助活動費」の「b その他の補助活動費」に計上してください。

地場産物を購入するための補助金も同じです。ただし、県→市町村→市町村給食会という流れの間接補助金の場合、本経費の最初の出処は県であり、最終支出者は市町村なので、市町村が都道府県支出金として計上してください。

Q19 県からの補助金でパソコンをリースしている。どの項目に計上すればよいか。

【A】 「A-2 教育活動費」に計上してください。土地費・建築費に含まれない設備・備品の購入・補充に要した経費の場合は「B 資本的支出」の「B-3 設備・備品費」に計上しますが、教育用パソコン等のリースは「A-2 教育活動費」の「○その他の教育活動費」に、事務用パソコン等のリースは「A-3-B その他の管理費」に計上してください。

Q20 学校に対して学力向上のための研究費を市町村費で負担した。どの項目に計上すればよいか。

【A】 児童・生徒に対する教育活動及びその補助のために支出した経費ととらえ「A-2 教育活動費」に計上してください。

Q21 白衣や制服を職員に貸与している。経費はどの項目に計上すればよいか。

【A】 実習助手等の白衣の場合は「A-2 教育活動費」に、学校用務員の作業着の場合は「A-3 管理費」の「b その他の管理費」に計上してください。

Q22 国が市町村に委託して行う事業に係る経費は除外となっているが、市町村費で経費を加えて事業を実施している場合は計上するのか。

【A】 市町村の持ち出し分の経費についてのみ計上してください。

Q23 外国籍の保護者に対して、三者懇談や説明会のときに母語通訳をつけている。役務費から料金や交通費を支払っているが、この費用は計上するのか。

【A】 児童・生徒の教育活動及びその補助のためと考えられるので「A-2 教育活動費」に計上してください。

Q24 性教育のための講演会を、教育委員会主催で各学校に講師を派遣して実施した。どの項目に計上すればよいか。

【A】 講演会の対象者によって異なります。
例・当該の学校で児童・生徒対象の場合
→特別活動に要した経費ととらえ、「A-2 教育活動費」
・当該の学校の教職員対象の場合
→教員を対象とした指導を行うための指導費ととらえ、B票「教育行政費」の「A 消費的支出」
・地域の住民や子ども等が対象の場合
→B票「社会教育費」の「教育委員会が行った社会教育活動費」

Q25 倒木のおそれがある樹木の伐採費用は、どの項目に計上すればよいか。

【A】 元の機能を回復させる行為ということで、「A-3-a 修繕費」に計上してください。

Q26 給食業務が委託になったため、市設置の給食センターでは給食業務を行っておらず、「センター長と事務職員」しかいなくなった。この場合、この人件費は「教育行政費に計上」でよいか。

【A】 給食センターで給食業務を行っていない場合の人件費はB票「教育行政費」に計上してください。

Q27 給食業務の委託料は「A-4-a 補助事業費」か「A-4-b その他の補助活動費」のどちらに計上すればよいか。

【A】 「A-4-b その他の補助活動費」に計上してください。

Q28 入学式等の手話通訳にかかる費用はどこに計上するか。

【A】 児童・生徒の教育活動の補助ということで、A-2教育活動費へ計上してください。

<資本的支出に関わって>

Q29 学校給食センターの運営に関する費用は、補助活動費に計上するが、センターの建物の改修等に係る費用はどこに計上すればいいのか。

【A】 施設等の効用を維持するための修繕に要した費用であれば、「A-3 管理費」の「a 修繕費」に、施設を新築・増改築、又は大規模な改修・改良をしたものであれば、「B 資本的支出」の「B-2 建築費」に計上してください。

Q30 アスベストの調査費用は、どこに計上すればいいのか。今回は、天井の耐震工事につながるものである。

【A】 天井の耐震工事と一連であると考え、「B 資本的支出」の「B-2 建築費」に計上してください。

Q31 「花いっぱい運動」に係る経費で、工事により花壇を新たに作った場合、それぞれの項目で計上すればよいか。

【A】 新しい花壇を工事により作った場合は「B-2 建築費」、既存の花壇を修理した場合は「A-3-a 修繕費」に計上してください。

Q32 起債事業の償還費をそれぞれの項目で計上すればよいか。

- ① 小学校の大規模なトイレ工事
- ② 小中学校の耐震工事
- ③ 教員住宅の浄化槽の工事

【A】 ①②は、建築費に該当するのでA票「B-2 建築費」に、③はB票の「教育行政費」に計上してください。

Q33 太陽光発電設備を設置した費用は、すべて設備・備品費に計上してよいのか。屋根の改修を同時に行った場合はどうか。

【A】 ① 太陽光発電設備の設置に付随した改修の場合、すべて「B-3 設備・備品費」
② 太陽光発電設備の設置と別に行った屋根の改良工事の場合、改修工事分は「B-2 建築費」
③ 太陽光発電設備の設置時にもともとあった欠陥の修繕を行った場合、修繕のための工事分は「A-3 管理費」の「a 修繕費」に計上してください。

Q34 高圧設備の修繕(キュービクルまでの配線の劣化に伴うもの)の費用は修繕費か、建築費か。

【A】 長期にわたり使用に耐えうる設備は資本的支出と考えます。長期間が経過し、大規模な修繕ということであれば、「B 資本的支出」に当たると考えられます。
「B-2 建築費」か「B-3 設備・備品費」かについては、文科省のQ&Aを参考にしていただき、建物に付随しているか、独立しているかで判断してください。

B票 社会教育費調査票

Q35 児童館が平成29年度から教育委員会の社会教育部の管轄になった。その支出等はどこに入れればいいのか。

【A】 B票の社会教育費の「青少年教育施設」の各項目に計上してください。

Q36 「放課後児童健全育成事業補助金」、「放課後児童クラブ施設整備費補助金」、「児童館運営費等補助金」では、県から市町村の教育委員会だけではなく、首長部局等に渡されている金額がある。首長部局等から支出された金額も調査対象になるのか。

【A】 首長部局等に渡されている補助金について、教育に係る支出であれば該当し、調査対象となります。

その際、以下の2点に注意してください。

- ① 県が市町村の社会教育施設等のために支出した補助金・負担金は、市町村の調査票に記入してください。県の調査票では除いていきます。
- ② 「教育委員会が行った社会教育活動費」は、教育委員会が実施する活動だけが該当することになります。

Q37 県から補助金を受けて、教育委員会が社会教育のイベント事業を行った。計上するのか。

【A】 「教育委員会が行った社会教育活動費」の考え方は、「教育委員会が社会教育として行った活動についての経費」「教育委員会が社会教育関係団体等に支出した補助金等」のいずれかです。教育委員会が主催した社会教育イベントであれば計上してください。

Q38 平成29年度より学校適正化の業務を行う課を設置した。その中で、学校適正化にかかわり、コンサルタントへの委託業務、消耗品等に係る経費はどのように計上すればよいか。

【A】 コンサルタントへの委託業務が特定の学校の再編のためのものでなく、広く市立学校全般の再編計画にかかるものであればB票「教育行政費」A消費的支出にあたります。

個別特定の学校の再編のためのコンサルタント業務であれば一考する必要がありますので、ご相談いただければと思います。

なお、消耗品費についても同様の考え方になります。

C票 教育に係る収入調査票

Q39 放課後児童クラブの収入はどこに計上するのか。

【A】 放課後児童クラブが有料（利用者負担）である場合、収入として計上するのは「5 その他の収入」になります。ただし、C票には、教育に関する特定財源として収入を受け入れている場合のみ計上しますので、収入がそのまま市町村の一般財源に溶けこんでいる場合は対象外です。

Q40 ふるさと納税はどこに計上するのか。

- 【A】 ふるさと納税は寄付金として扱われるため、C票の計上対象にはなりません。C票の計上対象は、教育に係る特定財源のうち、補助金・負担金・分担金等、地方債及び寄付金以外の収入です。（詳細は市町村教育委員会用説明書をご覧ください）
なお、A票では、財源を公費組み入れ寄付金としてください。当該寄付金は地方自治体の歳入として決算に計上されるため、公費組み入れ寄付金に該当します。

D票 知事部局における生涯学習関連費調査票

Q41 日々雇用職員の報償・共済費を含めないことは説明書から分かるが、嘱託職員の報償・共済費は計上すべきか。

- 【A】 D票の人件費の計上における常勤職員以外の給与等の扱いについても、他の扱いと変わりません。
本調査においては、1週間の勤務時間が常勤職員とほぼ同等であり、任用形態が実態として1年以上継続しているような「非常勤職員」は、「常勤的非常勤職員」として、常勤職員と同様の計上をします。
もちろん、「常勤的」とみなし難い場合は、臨時・短期間の日々雇用の職員と扱いをそろえ、人件費以外の該当する項目に計上をお願いします。

E票 教育行政費調査票

Q42 教育長の給与が減額されている場合、本来の額を記入するのか、議会で減額された額を記入するのか、どちらを記入すればいいのか。

- 【A】 条例を確認してください。条例で減額されている場合は、その減額された額を記入してください。

Q43 教育委員会事務局職員として発令されて、学校給食協働調理場で勤務する職員は、E票の「事務局の本務職員数」として計上するのか。

- 【A】 事務局の本務職員数として計上しません。
E票の事務局の本務職員数は、教育委員会事務局に常時勤務している者を計上します。発令上、教育委員会事務局職員であっても、実際の勤務が「学校給食協働調理場」なので、この職員の数は計上しません。

Q44 ある教育委員は、日々雇用で特別支援学級児童の補助をしていたが、教職の経験の有無については、どうすればいいのか。

業務内容としては、授業のときには、学習を補助するなど、学校生活全般で当該児童の補助をしている。勤務は、1年間継続的であった。そして、教員免許は持っていない。

- 【A】 「職務経験はなし」にします。

まず、教員免許を持っていないので、本調査での「教員」にはあたりません。
また、業務内容で考え、担任が指導を行っているとき、特定の児童に寄り添ってその児童の学習の補助をし、授業以外でもその児童の学校生活を補助しているときには、教育補助員とみなすことができます。したがって、教職の経験があるとはみなせません。

Q45 事務局の本務職員数について、臨時職員がいる場合、どうすればいいのか。

【A】 任用形態によって判断してください。

1週間の勤務時間が常勤職員とほぼ同等であり、任用形態が実態として1年以上継続しているような職員は、本務職員数への計上対象になります。

Q46 事務局の本務職員数について、再任用の指導主事の場合、「指導主事」に計上してよいか。また、再任用の参与が、実際には技師（学校の施設の修繕や工事の積算について）の業務を行っているが、「技術職員」として計上してよいか。

【A】 再任用の指導主事は、「指導主事」に計上してください。

「技術職員」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第1項及び第6項の「技術職員」を指しています。市町村教育委員会事務局の規則を確認いただき、上記に基づいて分類された中の「技師」であれば、技術職員に計上してください。

Q47 給食センターが教育委員会事務局の課の1つとしての位置づけの場合、給食センターの職員は、本庁に勤務する職員数の計上対象になるでよいか。また、文化財課が文化財センターにある場合も、本庁に勤務する職員数の計上対象になるでよいか。

【A】 給食センターが課の1つとして教育委員会事務局に位置付けられている場合、その職員は本庁に勤務する職員数の計上対象となります。

文化財課が文化センターにある場合も基本的には同様に計上対象となりますが、専ら文化センターの業務しか担当していない者は除きます。

1例目と2例目では若干計上対象となる職員が異なりますのでご注意ください。

Q48 給食センターで働いている栄養教諭は、技術職員として計上するのか。

【A】 給食センターが教育委員会事務局の課の一つとして位置付けられているような場合であれば、栄養教諭は技術職員として計上してください。